# 介護保険制度の見直しに関する意見(概要)①(令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

- ○全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。
- 〇次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。 地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。
- ○社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要。

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

#### ○地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備

・長期的な介護ニーズの見通しや必要な介護職員数を踏まえ計画を 策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討

#### ○在宅サービスの基盤整備

- ・複数の在宅サービス(訪問や通所など)を組み合わせて提供する 複合型サービスの類型の新設を検討
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討

#### ○ケアマネジメントの質の向上

- ・質の向上・人材確保の観点から第9期を通じて包括的な方策を検討
- ・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着
- ・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上
- ・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化 等の取組も含めた働く環境の改善

#### ○医療・介護連携等

- ・医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合性の確保
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応

#### ○施設サービス等の基盤整備

・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨 の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用

#### ○住まいと生活の一体的支援

・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や福祉分野等の施策との 連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討

#### ○介護情報利活用の推進

・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子 的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供 等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係 者の意見も十分に踏まえながら検討

#### ○科学的介護の推進

・LIFEのフィードバックの改善や収集項目の精査を検討

#### 2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現

#### ○総合事業の多様なサービスの在り方

- ・実施状況・効果等について検証を実施
- ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討

#### ○通いの場、一般介護予防事業

・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題 毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進

#### ○認知症施策の推進

・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

#### ○地域包括支援センターの体制整備等

- ・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携
- ・センターの業務負担軽減のため、
- 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大
- 総合相談支援業務におけるブランチ等の活用推進。市町村からの 業務の部分委託を可能とする等の見直し
- 3職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化

#### 3. 保険者機能の強化

#### ○保険者機能強化推進交付金等

・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実

#### ○給付適正化・地域差分析

・給付適正化主要5事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

#### ○要介護認定

- ・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討
- ・コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続

# 介護保険制度の見直しに関する意見(概要)②(令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

#### Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

#### 1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

#### (1)総合的な介護人材確保対策

- ・処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、 介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施
- ・介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討
- ・外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進

#### (2)生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現 ○地域における生産性向上の推進体制の整備

- ・生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与する取組により、優良事例を横展開
- ・都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切 な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援
- ・地方公共団体の役割を法令上明確化

#### ○施設や在宅におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用

- ・相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進
- ・施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進
- ・在宅におけるテクノロジー活用に当たっての課題等に係る調査研究

#### ○介護現場のタスクシェア・タスクシフティング

・いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等 の検討。人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応

#### ○経営の大規模化・協働化等

- ・社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開
- ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各 サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討

#### ○文書負担の軽減

・標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要 の法令上の措置を遅滞なく実施

#### ○財務状況等の見える化

- ・介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表
- ・介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討

#### 2. 給付と負担

#### (1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

#### ○1号保険料負担の在り方

・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る

#### ○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

#### ○補足給付に関する給付の在り方

- ・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、 引き続き検討
- (※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

# (2)制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

#### ○多床室の室料負担

・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

#### ○ケアマネジメントに関する給付の在り方

・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

#### ○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、 第10期計画期間の開始までに結論を得る

#### (3)被保険者範囲・受給者範囲

・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

# 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の概要

#### 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

#### 改正の概要

# 1. こども・子育て支援の拡充 [健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等]

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる(※)とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
- (※)42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ(政令)、出産費用の見える化を行う。 ② 産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

# 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し [@gkk. 高確法]

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。 健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

# 3. 医療保険制度の基盤強化等 [健保法、船保法、国保法、高確法等]

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

# 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化 [地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等]

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、 介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

#### 施行期日

令和6年4月1日(ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日)

3

# 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和5年5月19日公布)における介護保険関係の主な改正事項

#### **I. 介護情報基盤の整備** (公布後4年以内の政令で定める日施行)

- **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施** 
  - ▶ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町 村の地域支援事業として位置付け
  - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

#### Ⅱ.介護サービス事業者の財務状況等の見える化 (令和6年4月1日施行)

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、 財務状況を分析できる体制を整備
  - > 各事業所・施設に対して詳細な財務状況(損益計算書等の情報)の報告を義務付け ※職種別の給与(給料・賞与)は任意事項。
  - ▶ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

### Ⅲ. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務(令和6年4月1日施行)

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
  - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

## Ⅳ. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化 (令和6年4月1日施行)

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
  - ▶ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助) が含まれる旨を明確化 など

### V. 地域包括支援センターの体制整備等 (令和6年4月1日施行)

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
  - ▶ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定を受けて実施可能とする など 4

# 介護情報基盤の整備

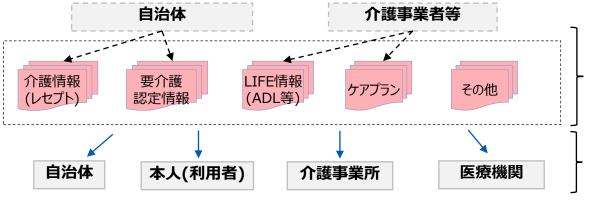
#### 改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な 主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関 等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
  - ✓ 自治体:利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
  - ✓ 利用者:利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
  - ✓ 介護事業者・医療機関:本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援** 事業に位置付ける。

#### 改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける。
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日:公布後4年以内の政令で定める日

**〈事業のイメージ〉**※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



分散している介護情報等を**収集・整理** 

本人確認・本人同意の下、必要な情報を利用・提供

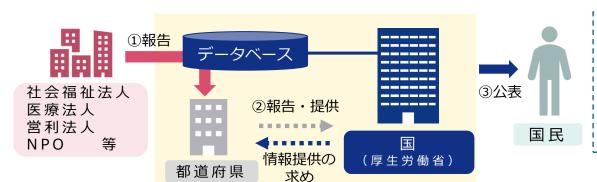
# 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等(令和5年介護保険法改正事項)

- ▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。
  - (参考) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。
- ▶ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。 【施行日:令和6年4月1日】

#### 【データベースの概要】

- 対象:原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報:介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与(給料・賞与)及びその人数 ※ 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法:国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
  - ※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、 介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

#### 〈データベースの運用イメージ〉



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調 査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

# 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

## 改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行う**と ともに、**都道府県介護保険事業支援計画において**、介護サービス事業所等における**生産性向上 に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

## 改正の概要・施行期日

・都道府県に対する努力義務規定の新設

都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。

- ・都道府県介護保険事業支援計画への追加
- 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する 事業に関する事項を追加する。
- ※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。
- ・施行期日:令和6年4月1日

# 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

#### 改正の趣旨

- 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)は、訪問看護<sup>\*1</sup>と小規模多機能型居宅介護<sup>\*2</sup>とを組み合わせて、 多様なサービスを一体的に提供する複合型サービス。
  - ※1:**自宅**での**看護サービス**(療養上の世話又は必要な診療の補助)
  - ※ 2: **自宅**に加え、サービス拠点での「**通い**」「**泊まり**」における、
    - 介護サービス(日常生活上の世話)
- 看多機では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、 医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。サービス内容の明確化等を通じて、 更なる普及を進めていく必要がある。
  - ※:看多機の請求事業所数は740箇所。看多機サービスの利用者は要介護3以上が62.8%。(いずれも令和3年)

#### 改正の概要・施行期日

- 看多機を、複合型サービスの一類型として、 法律上に明確に位置付けるとともに、 そのサービス内容について、サービス拠点での 「通い」「泊まり」における看護サービス(療 養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる 旨を明確化する。
- 施行期日:令和6年4月1日

#### 【看護小規模多機能型居宅介護の概要】 小規模多機能型居宅介護 訪問看護 訪問看護 登録利用者(定員29名) b問、通い、泊まりのサービスをニーズに 応じて組み合わせて利用 訪問介護 看護師、介護士、ケアマネ 等 看護小規模多機能型居宅介護 ●がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続支援 ●家族に対するレスパイトケア、相談対応による不安の軽減 訪問看護 拠点における「通い」 泊まり (訪問看護の指定が必要 「泊まり」でも、 (短期利用居宅介護) 看護サービスが提供さ れることを明確化。

# 地域包括支援センターの体制整備等

## 改正の趣旨

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援 (介護予防ケアプランの作成等)や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制 の整備を図る。

### 改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業
  所)も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地
  域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日:令和6年4月1日

